

平成23年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労働基準法における障害補償並びに労災保険法における障害補償給付及び障害給付(以下「障害補償」という。)は、障害による A の喪失に対する損失てん補を目的とし、労働者が業務上(又は通勤により)負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合に、その障害の程度に応じて行うこととされており、障害補償の対象となる障害の程度は、障害等級として、労働基準法施行規則別表第2「身体障害等級表」及び労災保険法施行規則別表第1「障害等級表」に定められている。この障害等級に応じ、障害補償がなされる。

従来、^{がいぼう}外貌の醜状障害に関しては、女性について第7級(外貌に著しい醜状を残すもの)又は第12級(外貌に醜状を残すもの)、男性について第12級(外貌に著しい醜状を残すもの)又は第14級(外貌に醜状を残すもの)に区分されていたが、男女差の解消を図るため、「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第13号)により、B こととなった。また、医療技術の進展を踏まえ、「外貌に著しい醜状を残すもの」、「外貌に醜状を残すもの」に加え、新たに第9級として「外貌に C 醜状を残すもの」が設けられた。

なお、「外貌」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいう。外貌における「著しい醜状を残すもの」とは、顔面部にあっては、D 以上の^{はんこん}癍痕又は E 以上の組織陥没に該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

選択肢

- ① 小豆粒大面
- ② 軽度の
- ③ 鶏卵大面
- ④ 500円硬貨大
- ⑤ 雇用機会
- ⑥ 10円銅貨大
- ⑦ 女性の等級を基本として男性の等級を引き上げる
- ⑧ 身体能力
- ⑨ 生活能力
- ⑩ 相当程度の
- ⑪ 男女とも等級を引き上げた上で同一等級とする
- ⑫ 男女の平均の等級とする
- ⑬ 男性の等級を基本として女性の等級を引き下げる
- ⑭ 直径1センチメートル
- ⑮ 直径10センチメートル
- ⑯ テニスボール大面
- ⑰ 手のひら大
- ⑱ 特徴的な
- ⑲ 微少の
- ⑳ 労働能力

第43回(平成23年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準	
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。	
①	選択式試験は、総得点23点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険に関する一般常識、厚生年金保険法及び国民年金法は2点以上)である者
②	択一式試験は、総得点46点以上かつ各科目4点以上である者
※	上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。
(2) 配点	
①	選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
②	択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	E	A	B	C	A	D	D	C E	B	A